

中小企業診断士の視点

第57回 新型コロナ特例リスケジュールの活用



中小企業診断士 岸 則行
一社)埼玉県中小企業診断協会

新型コロナウイルス感染症の拡大はこれまでの日常を一変させました。ついこの間まで当たり前だった常識が根底から覆され、日本だけでなく多くの国や地域においてさまざまな活動が大きく制限されてしまい、まさに経済活動のルールが変わってしまったといっても過言ではありません。

このような状況の中、中小企業や小規模事業者の方々の経営を下支えするために、国や都道府県、各市区町村から多くの支援施策が打ち出されました。特に埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金などに代表される金融支援によって、経営危機を免れた事業者の方も多かったのではないのでしょうか。

新たな資金調達に対する支援メニューが注目されがちですが、実は新型コロナの影響で業況が悪化し、既存の借入返済に支障をきたしている企業が出始めていることも大きな問題となっています。

こうした企業を支援するため、中小企業再生支援協議会では新型コロナ特例リスケジュールと呼ばれる支援を実施しています。中小企業再生支援協議会とは、中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する国の公的機関として47都道府県に設置された地域における再生支援のプラットフォームです。2003年の設置以来、累計で4万7000件以上の相談実績、1万6000件以上の支援完了実績（2020年9月現在）があります。

従来、中小企業再生支援協議会は、事業改善の見通しのある企業に対して再生計画策定の支援を行ってきました。しかし、新型コロナの感染拡大を受け、業況が悪化した事業者の当面の資金繰りを確保するために、新制度である「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度」が2020年4月より開始されました。

資金繰りのために一時的に借入返済のリスケジュールが必要な場合、短期間で対応するための特例リスケジュール計画策定にかかる助言や、複数の金融機関同士の調整を支援し、経営者の負担を軽減した上で合意形成に導く支援も行います。さらに事業再生の専門家（金融機関経験者、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等）が伴走支援を実施し、コロナ終息後の再生までの資金繰りをサポートする仕組みです。

当初2021年3月までの期間限定での支援予定でしたが、新型コロナの感染拡大を鑑み、期限延長が予定されています。開業届提出済みの中小企業であれば、業種を問わず相談でき、個人事業主も対象となります（ただし、法令・公序良俗に反する場合は除きます）。

新型コロナウイルスの影響により先行きが見えず、資金繰りに不安を抱えている中小企業や小規模事業者の皆さまは、お近くの中小企業再生支援協議会、または埼玉県中小企業診断協会に是非ともご相談ください。

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<https://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：rmcsai@nifty.com